

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

金融情報

経営改善貸付（マル経融資）
（利下げ・既存借入れの借換え等、別枠の支援策あり）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.08% 上記利率-0.9%（3年間）

（マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。）

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・上記推薦要件に加えて、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方。債務負担が重くなっている方。
- ・据置期間の延長（運転5年以内、設備5年以内）が受けられます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
（東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）
この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・ 5月 2日（火）
 - ・ 6月 6日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・ 5月 9日（火）
 - ・ 6月13日（火）

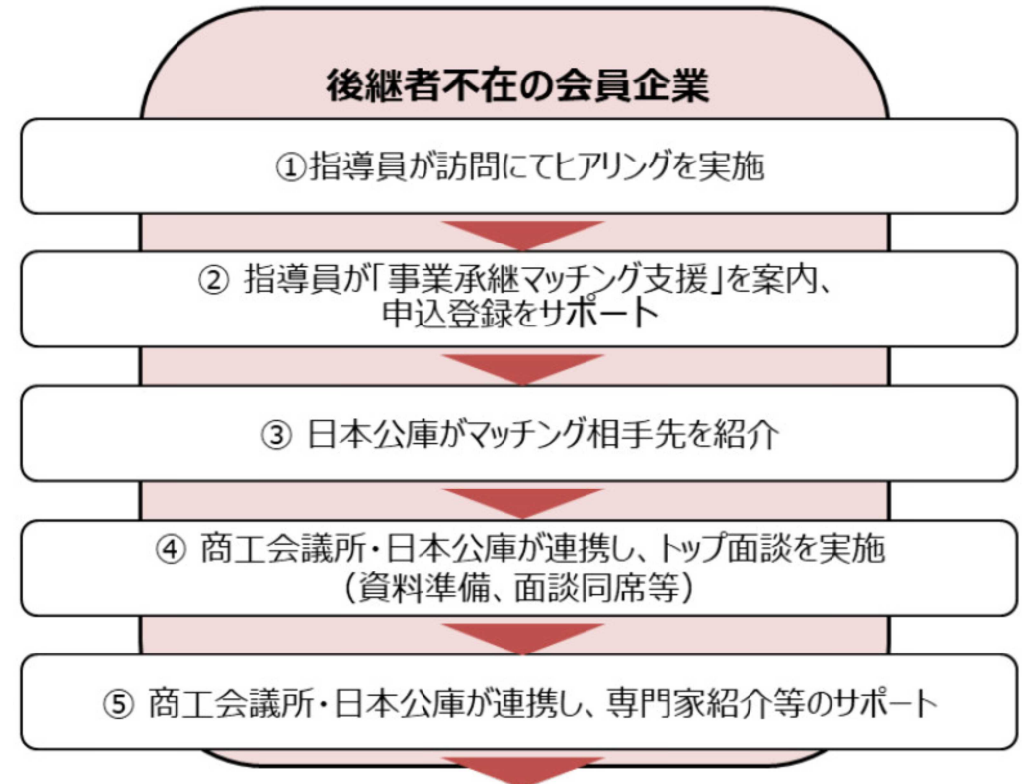
<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

支援策

日本政策金融公庫と当所との事業承継マッチング支援事業がスタート

当所と日本政策金融公庫は、「後継者不在の小規模事業者」と「創業希望者や事業拡大を目指す事業者」を無料でつなぐ『事業承継マッチング支援』の覚え書きを締結し、全国の公庫152支店のネットワークを活用し、事業承継に関わる譲渡二重を掘り起こして、当所と公庫が連携して事業承継を支援するスキームが可能となりました。

【事業承継支援スキーム】



このマッチング支援は事業所の規模を問いませんので、事業承継（譲渡等）を検討される事業所は当所経営指導員（近藤・柳・榎）までお問い合わせ下さい。

補助金

小規模事業者持続化補助金について

令和4年度第2次補正予算で実施中の小規模事業者持続化補助金（第12回、第13回）の締切日は次の通りです。申請される事業所は商工会議所、商工会が発行する様式4の交付が必要ですので、締切日1週間前までにご依頼下さい。

本補助金は当所経営指導員（近藤・柳・榎）が相談に応じています。詳細は当所ホームページを参照下さい。

当所HP →



第12回締切日：令和5年6月1日（木）

第13回締切日：令和5年9月7日（木）


新津商工会議所 No.442-2 2023年4月27日
CCI EXPRESS TEL:22-0121 FAX:25-2332

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI…Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

新潟県新事業チャレンジ補助金 申請受付開始!

価格高騰等による収益に影響を受ける県内中小企業等が行う、経済社会活動の変化に対応するための新たな商品開発やサービス提供等の取り組みを支援するものです。また、デジタル技術を活用した取り組みや脱炭素社化に貢献する取り組みについては重点的に支援いたします。

(本事業は「一般型」と「重点型」がありますので、詳細については、必ず申請要領をご確認下さい。)

※予算額に達した場合は、事務局で申請を受け付けたものから先着順で採択

【一般型】

対象者：県内中小企業であり、2022年1月以降の任意の1ヶ月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、2019年～2021年同月と比較して5%（付加価値額の場合は10%）以上減少していること。

対象事業：新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等の取り組みであること。(補助対象経費20万円未満の取り組みは対象外)

補助額：10万円～100万円(補助率1/2以内)

補助対象経費：機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費

【重点型】

対象者：県内中小企業であること。(※売上減少要件はありません。)

対象事業：「DX」や「温室効果ガスの排出削減」に資する製品・サービスの開発等の新たな取り組みであること。

(補助対象経費20万円未満の取り組みは対象外)

補助額：13万3千円～133万3千円(補助率2/3以内)

補助対象経費：機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費

受付期限(一般型・重点型)：令和5年6月2日(金)必着

お問い合わせ：【補助金全般】新事業チャレンジ補助金 事務局 0570-783736

【事業計画の相談】新津商工会議所(新津地域の事業者) 22-0121

申請書提出先：新津商工会議所(または最寄りの商工会議所・商工会へ)

本事業にかかる申請は、商工会・商工会議所が事業計画を確認の上、助言等を行い、意見を付して県に副申することとなっています。つきましては、申請を希望する事業所は、締切までに十分な余裕をもって、ご相談をお願いいたします。申請要領、申請様式等は補助金HPよりダウンロードしてご用意ください。

相談会 労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

1. 日時：5月11日(木) 9:00～16:00
2. 会場：新津商工会議所 3階ホール **※要予約**
3. 相談員：専門相談員(社会保険労務士)
4. 主な相談受付項目
 - ・労働保険年度更新申告手続きについて
 - ・雇用保険、労災保険に関すること
 - ・年金、健康保険に関すること
 - ・労働基準法に関すること
 - ・雇入、解雇、退職、賃金等に関すること
 - ・その他(労働、社会保険問題全般)
5. 予約方法 お電話にて申し込み下さい。(TEL 0250-22-0121)
6. その他
労働保険の年度更新手続きについて相談される方は当日、①事業主の印鑑、②賃金関係台帳、③出勤簿をご持参下さい。なお、建設業関連の業種の方は、工事名および元請金額が確認できる書類をご持参下さい。

～小規模企業の経営者の皆様へ～

退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります!

■掛金は、全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

■共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い

掛金は月額1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増額・減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで(TEL:0250-22-0121)

講演会・セミナー

会員向けWEBセミナーの継続提供について

当所が令和2年度から新型コロナ対策の一つとして提供している会員向けの「WEBセミナー」は、視聴する会員事業所が多く、評判も良いことから、令和5年度も引き続き提供することとしましたのでお知らせします。

「WEBセミナー」は、現在、経営・人材育成・税務経理・ITなど、739講座(41カテゴリー)となっており、本年10月から始まるインボイス制度や令和6年1月からの電子帳簿保存法に関する講座も用意しています。視聴に必要な「ID」及び「パスワード」がご不明な場合は、担当(柳・甲田)までお問い合わせ下さい